

「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止 及び被害者支援に関する条例」素案について

1. 条例の目的

インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の被害者や行為者を発生させないため、インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者の支援に関して、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、取組の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とします。

2. 条例素案の概要

(1) 名称

「丸亀市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」

(2) 各条項の規定内容

条項	内容
第1条（目的）	インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援に関して、市の責務と市民等の役割を明らかにするとともに、基本的取組を定め、これを推進する。
第2条（定義）	用語の意義
第3条（市の責務）	被害者と行為者を発生させないための取組と、被害者を支援するための取組を推進する。
第4条（市民の役割）	・ 自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努める。 ・ 被害者が置かれている状況や被害者の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、被害者の支援の必要性について理解を深めるよう努める。
第5条（連携協力）	市は、取組を推進するため、国、県、その他の関係機関と連携を図る。
第6条（基本的取組）	市は、インターネット上で情報を発信する者の表現の自由に配慮しつつ、次に掲げる取組を行う。 ・ 市民のインターネットリテラシー向上に資する施策 ・ 被害者の心理的負担の軽減を含めた相談支援体制の整備

	・その他、被害者と行為者を発生させないための取組と被害者を支援するための取組
第 7 条（インターネットリテラシーの向上）	・市は、市民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、必要な取組を実施する。 ・市は、児童生徒に対する取組を実施するに当たっては、学校教育と連携するとともに、保護者の理解を得ながら取り組むよう努める。
第 8 条（相談支援体制の整備）	市は、相談支援体制を整備し、次に掲げる支援を行う。 ・相談内容に応じた必要な情報の提供と助言 ・専門的知識を有する者の紹介 ・その他、被害者からの相談対応として必要な支援
第 9 条（啓発の推進）	市は、誹謗中傷等の防止に関する市民の理解を深めるため、啓発活動を行うものとする。
第 10 条（委任）	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（３）施行日

令和 8 年 4 月 1 日